

---

令和7年 第5回(定例)木城町議会会議録(第3日)

令和7年6月12日(木曜日)

---

議事日程(第3号)

令和7年6月12日 午前9時00分開議

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(6件)
- 議案第38号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 令和7年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)
- 議案第40号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第41号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第42号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第45号 令和6年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について
- 2) 産業文教常任委員会付託議案(6件)
- 議案第39号 令和7年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)
- 議案第43号 令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第44号 令和7年度木城町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第46号 木城町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第47号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第48号 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について
- 日程第2 議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 委員会付託の省略
- 日程第4 議案に対する質疑
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第7 各委員会の閉会中の調査

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案（6件）

議案第38号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）

議案第40号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 令和6年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について

2) 産業文教常任委員会付託議案（6件）

議案第39号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）

議案第43号 令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議案第44号 令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第46号 木城町過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第47号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第48号 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について

日程第2 議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 委員会付託の省略

日程第4 議案に対する質疑

日程第5 議員派遣の件

日程第6 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第7 各委員会の閉会中の調査

---

出席議員（9名）

|           |            |
|-----------|------------|
| 1番 矢野 哲也君 | 2番 荒川 浩君   |
| 3番 久保富士子君 | 5番 桑原 勝広君  |
| 6番 中武 良雄君 | 7番 後藤 和実君  |
| 9番 甲斐 政治君 | 10番 中竹 義一君 |
| 11番 眞鍋 博君 |            |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 黒木 宏樹君      議事調査係長 廣瀬 孝一君  
書 記 日高 真衣君

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |       |        |        |       |        |
|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 町長     | ----- | 半渡 英俊君 | 副町長    | ----- | 萩原 一也君 |
| 教育長    | ----- | 恵利 修二君 | 総務財政課長 | ----- | 小野 浩司君 |
| 会計管理者  | ----- | 長友 三保君 | 地域政策課長 | ----- | 壺岐 和寿君 |
| 環境整備課長 | ----- | 長友 渉君  | 教育課長   | ----- | 谷岡 潔君  |
| 税務課長   | ----- | 平野 大輔君 | 福祉保健課長 | ----- | 西田 誠司君 |
| 町民課長   | ----- | 濱砂 光章君 | 産業振興課長 | ----- | 藤井 学君  |
| 代表監査委員 | ----- | 桑原 正憲君 |        |       |        |

---

午前9時00分開議

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋 博） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程の追加がありましたので、6月11日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

**日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告**

○議長（眞鍋 博） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案6件、議案第38号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号令和7年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、議案第40号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第41号令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第42号令和7年度木城町

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第45号令和6年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について、以上6件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、荒川浩議員。2番、荒川浩議員。

○総務常任委員会委員長（荒川 浩君） 令和7年第5回木城町議会定例会において、総務常任委員会に付託されました議案は、審議の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は6月10日及び11日の2日間、総務常任委員会室において、委員4名が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第38号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第39号令和7年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第40号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第41号令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第42号令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第45号令和6年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について、原案可決です。

なお、議案第39号令和7年度木城町一般会計補正予算（第2号）における旧江藤医院改築工事、歴史と文化をつなぐ高城のにわ交流拠点整備事業は、本町のにぎわいを創出するために古民家を再生し、新たな起業者を呼び込み、町内の観光拠点施設とし、点と点を結ぶルートの一つになるのか懸念される部分もあります。

また、これまでの拠点事業の問題点として、行政主導でやるのか、町民主導でやるのかを明確に、周辺住民の方々の意見を広く取り入れていただきたい。財源の確保には理解いたしますが、完成すれば維持管理に多額の税金を投入することになるので、今後、住民に説明するに当たり、この点も精査していただきたいとの意見がありました。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（眞鍋 博） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案6件、議案第39号令和7年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、議案第43号令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、議案第44号令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第46号木城町過疎地域持続的発展計画の変更について、議案第47号辺地に係る総合整備計画の策定について、議案

第48号一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について、以上6件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、桑原勝広議員。5番、桑原勝広議員。

○産業文教常任委員会委員長（桑原 勝広君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は6件でございます。

審査の結果は次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は6月10日、11日の2日間、産業文教常任委員会室において、委員5名が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第39号令和7年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第43号令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第44号令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第46号木城町過疎地域持続的発展計画の変更について、原案可決です。

次に、議案第47号辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決です。

次に、議案第48号一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会に付託されました議案の審査結果報告を終わります。

○議長（眞鍋 博） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第38号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の11議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第38号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号令和7年度木城町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告は共に原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。1番、矢野哲也議員。

○議員（1番 矢野 哲也君） 第39号一般会計補正予算の議案について、反対の立場で討論をいたします。

補正予算の一部であります旧江藤医院関連の予算についてです。

国からの交付金や木城町の繰入金予算として計上されていますが、改修の必要性の意図がよく分かりません。また、改修に当たり、費用対効果について具体的な資料がないまま改修計画が進んでいくことは、見切り発車と言わざるを得ません。そして、地域住民の説明責任も果たされていないため、公開性に欠いていると判断します。

想定される維持費については、月額70万円もかかると伺いました。町民の人口が減る中で、将来の住民負担につながりかねません。

この件については、地域住民の方の率直な意見を聞き、時間をかけて協議すべき問題だと考えます。もし、改修されるのであれば、建物や樹木は撤去して、公園や駐車場を整備して、マルシェなどの交流の場や、災害が発生した場合には避難スペースや緊急消防援助隊の中継基地などといった利活用がよいのではと考えます。

さらに、住民サービス向上の観点から、交通弱者と言われる運転免許を持たない高齢者や、障害のある方の通院や買物といった移動手段サービスの向上に予算をつけるほうが優先順位としては上位に来るのではないのでしょうか。「インクルーシブ・タウン・木城」というのであれば考慮すべきです。

以上で、第39号一般会計補正予算に対する反対の討論を終わります。

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。9番、甲斐議員。

○議員（9番 甲斐 政治君） 賛成の討論を申し上げたいと思います。

この件については、若干の不透明な部分もあるわけですが、財源確保に執行部がご尽力されたという点は評価をしたいと思います。

また、これまでにない新たな視点で、町である地域の財産を活かしたにぎわいづくり、そこに新たな活力を求めるといった点を、私は評価したいと思っております。

以上の点で、賛成討論といたします。

○議長（眞鍋 博） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博） 賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号令和6年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号木城町過疎地域持続的発展計画の変更について、本案に対する産業文教常

任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号辺地に係る総合整備計画の策定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第49号

○議長（眞鍋 博） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第2、議案第49号については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま追加で上程をいただきました議案第49号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号。議案第49号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が6月4日に公布され、選挙長等の費用弁償の額が改正されたことに伴い、本条例の別表に定める特別職の職員で非常勤のものの報酬の額のうち、選挙長等の費用弁償の額を改正するものであります。

以上で、追加の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（眞鍋 博） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

### 日程第3. 委員会付託の省略

○議長（眞鍋 博） 日程第3、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

### 日程第4. 議案に対する質疑

○議長（眞鍋 博） 日程第4、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第49号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

議案第49号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第49号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

これより議案第49号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議員派遣の件

○議長（眞鍋 博） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

---

#### 日程第6. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（眞鍋 博） 日程第6、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、荒川浩議員。2番、荒川浩議員。

○総務常任委員会委員長（荒川 浩君） 総務常任委員会として、特に報告することはありません。

○議長（眞鍋 博） 次に、産業文教常任委員長、桑原勝広議員。5番、桑原勝広議員。

○産業文教常任委員会委員長（桑原 勝広君） 産業文教常任委員会として、特に報告すること

ございません。

○議長（眞鍋 博） 次に、議会運営委員長、中竹義一議員。10番、中竹義一議員。

○議会運営委員会委員長（中竹 義一君） 議会運営委員会として、特に報告することはございません。

○議長（眞鍋 博） 次に、議会広報編集特別委員長、矢野哲也議員。1番、矢野哲也議員。

○議会広報編集特別委員会委員長（矢野 哲也君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会だよりの編集作業のため、6月30日から7月9日にかけて、計4回の委員会を開催します。原稿の作成に皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、6月26日から27日にかけて、福岡県大野城市及び大刀洗町において、調査、研修を行います。

以上で報告を終わります。

○議長（眞鍋 博） 次に、新田原基地対策特別委員会委員長、甲斐政治議員。9番、甲斐政治議員。

○新田原基地対策特別委員会委員長（甲斐 政治君） 新田原基地対策特別委員会としては、特別報告することはありません。

○議長（眞鍋 博） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

---

#### 日程第7. 各委員会の閉会中の調査

○議長（眞鍋 博） 日程第7、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から新田原基地関連の情報収集及び調査等に関することについて、閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

---

○議長（眞鍋 博） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る6月6日に開会されて以来、本日までの7日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、令和7年第5回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

第5回木城町議会定例会における議案のご審議、誠にありがとうございました。

今議会上程いただきました12議案、全て原案のとおり、可決していただきました。お礼を申し上げます。

なお、総務常任委員会審査報告の中で、議案第39号において意見書が付されました。このことにつきましては、しっかりと受け止め、住民理解を得ながら、新たな視点で地域の資源を活かす、そういった思いで、旧江藤医院につきまして、歴史と文化をつなぐ高城のにお交流拠点整備事業を進めてまいりたいと考えております。

当面の行事につきましては、お手元に配付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

18日から19日まで上京し、宮崎県町村会の役員で、東京事務所、地元選出国會議員、関係省庁を表敬訪問し、令和7年度予算等に関するお礼と、令和8年度予算に関する要望活動を行います。

25日水曜日には、木城町における口蹄疫発生15周年を迎えての畜魂祭を執り行います。

28日土曜日には、リバリス及び体育館において、ふるさと振興協会主催の第3回ここk o nマルシェ i n木城町が開催されます。これまでのイベントとは趣が違い、ワクワク感と楽しさあふれるイベントでありますので、足を運んで楽しんでいただければと思っております。

7月1日から2日まで上京いたします。全国山村振興連盟の理事会に合わせて、木城町独自の要望活動として、関係する省庁及び国會議員等へのお礼と要望活動を行います。

ところで、5月16日に梅雨入りをし、これから本格的に出水期や台風などの自然災害のシーズンを迎えますし、いつ来るか分からない大地震の備えも必要であります。命の尊さと当たり前の日常の尊さをかみしめながら、常在危機の意識を持って予防防災や啓発に努めてまいります。

引き続き、次の50年に向けて地域再生と、小さくてもきらりと光るまちづくりの種をまいてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。お礼とさせていただきます。

改めまして、第5回木城町議会定例会、ありがとうございました。

○議長（眞鍋 博） 議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時38分閉会

---